

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画

行動計画

【平成 28 年度～平成 31 年度】

平成 28 年 3 月

三 重 県

第1章 基本的事項

1 行動計画の策定趣旨

本県では、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」（以下「条例」という。）の基本理念に位置づけられた4つの基本的施策である「安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保」「農業の持続的な発展を支える農業構造の確立」「地域の特性を生かした農村の振興」「農業及び農村を起点とした新たな価値の創出」の推進に向けて、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

この行動計画は、基本計画に示した事項のうち、県が取り組む農業・農村の活性化に関する基本施策についての具体的な取組方向を示し、着実な施策展開を図るために策定するものです。

2 行動計画の性格

行動計画は、基本計画に示された基本施策を着実に実施するための実施計画となるもので、期間内に実施する農業・農村の活性化に関する施策を明らかにするとともに、基本計画の的確な進行管理を行うため中間年における目標を設けます。

また、条例第9条第5項の規定に基づき、毎年一回、基本施策等の実施状況を取りまとめ、評価することにより、計画の的確な進行管理を行ないます。

3 行動計画の期間

行動計画の対象とする期間は、取組の実効性を確保するため、平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

4 行動計画の構成

基本計画に位置づけた4つの基本施策に従い、基本施策には基本目標指標として、基本事業には取組目標指標（基本計画のマネジメント参考指標）として、それぞれ平成31年度を目標とした数値を掲げるとともに、基本事業ごとに取組目標の達成に向けた主要取組の内容を記載します。

基本計画の基本施策と施策展開内容に基づく行動計画の体系

基本施策	基本事業
I 安全・安心な農産物の安定的な供給	(1) 需要に応じた水田農業の推進
	(2) 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進
	(3) 畜産業の健全な発展
	(4) 農産物の生産・流通における安全・安心の確保
II 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	(1) 地域の特性を生かした農業の活性化
	(2) 農地中間管理事業を核とした営農体制の構築
	(3) 多様な農業経営体の確保・育成
	(4) 農業生産基盤の整備・保全
	(5) 農畜産技術の研究開発と移転
III 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮	(1) 地域の特性を生かした農村の活性化
	(2) 多面的機能の維持・発揮
	(3) 災害に強い安全・安心な農村づくり
	(4) 中山間地域農業の振興
	(5) 獣害につよい農村づくり
IV 農業・農村を起点とした新たな価値の創出	(1) 食のバリューチェーン構築による新たなビジネスの創出
	(2) 県産農産物の魅力発信
	(3) イノベーションを担う人づくり

第2章 具体的な施策の展開

基本施策 I

安全・安心な農産物の安定的な供給

めざす方向

消費者の「食」に対するニーズに応え、安全・安心な農産物を安定的に供給するため、農業の生産体制の維持・発展を図ります。

また、農業を若者にとって魅力のある産業としていくため、国内外における需要の取り込みなど、「もうかる農業」の実現に向けた戦略的な取組を促進することにより、収益性と高付加価値化を意識した農業の展開を図ります。

さらに、行政による農薬等の生産資材の使用や、米穀等の食品表示についての適切な指導・監督を行うとともに、食に対する一層の安心感、信頼感の醸成を図るため、生産、加工、流通に携わる人びとによる自主管理の定着を促進します。

基本目標指標

農業産出等額	農業生産によって得られた農産物、これらを原料とする加工農産物の生産額の合計（農林水産省生産農業所得統計・三重県調べ）（経営所得安定対策等による交付金等を含む）		
	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	1,138 億円 (平成 26 年)	1,160 億円 (平成 30 年)	1,165 億円 (平成 36 年)

※平成 31 年度の目標値は、平成 32 年春に把握できる平成 30 年の実績値により測ることとします。
(農林水産省公表資料・三重県調べ)

【基本事業 I-1】 需要に応じた水田農業の推進

需要に応じた水田の活用を図るため、T P Pや米政策の見直しへの円滑な対応を図りつつ、製粉事業者とのサプライチェーンの強化による小麦の生産拡大や需要に応じた大豆、飼料用米等の生産拡大、地域の特性に応じた新たな作目の導入などを経営所得安定対策等の活用により促進します。また、「結びの神」をはじめ、地域特性を生かしたブランド米の生産拡大や新たな地域ブランド米の育成、米穀事業者との連携による県産米のシェア拡大に取り組みます。

さらに、県産米の品質向上を図るため、ほ場管理システムと連動した作業機械の導入など、I C T（情報通信技術）等を利用した高度管理技術の活用を進めます。

（1）基本事業を推進するための取組目標

米、小麦、大豆 の自給率 (カロリーベース)	県民の皆さんが食料として消費する米、小麦、大豆のうち、県内産により供給が可能な割合		
	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	77% (平成 26 年度)	79% (平成 30 年度)	81% (平成 36 年度)

※平成 31 年度の目標値は、平成 32 年春に把握できる平成 30 年度の国概算値により測ることとします。(農林水産省公表資料)

（2）取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 需要に応じた水田の活用を図るため、小麦・大豆・飼料用米等の戦略作物について、経営所得安定対策等を積極的に活用しつつ、各市町段階で策定された「水田フル活用ビジョン」に基づき、需要に応じた種子確保から生産・流通・販売にいたる総合的な対策を展開します。
- ② 国の米政策の見直しへの円滑な対応を図るため、三重県農業再生協議会に設置したワーキンググループにおいて、生産者をはじめ米穀事業者等と情報共有を図りつつ具体的な取組方策を検討していきます。
- ③ 水田営農の低コスト化・省力化や作物の高品質化を図るため、ほ場管理システムと連動した作業機械の導入など、I C T（情報通信技術）活用による栽培管理・圃場管理技術のモデル実証に取り組みます。
- ④ 県産米のシェア拡大を図るため、米穀事業者との連携により、「結びの神」をはじめ、地域特性を生かしたブランド米の生産拡大に取り組みむとともに、効果的な魅力発信や飲食店での活用促進などにより、県内外への販路拡大につなげます。

需要に応じた小麦の生産拡大を図るため、製粉事業者とのサプライチェーンの強化を図りつつ、生産性の高い品種への転換や収量向上に向けた技術指導の徹底等に取り組み、単収の向上を図ります。

大豆については、気象による影響を受け収量が安定していないことから、低収要因をふまえ、大規模経営に対応した効率的・効果的な排水対策など栽培改善技術の普及に取り組みます。

飼料用米については、水利条件やほ場条件を考慮し、団地化を図りながら作付を推進します。

水田農業経営の安定化を図るため、加工・業務用の露地野菜など、麦・大豆を補完する新たな品目の作付を推進します。

【基本事業 I-2】 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進

園芸等産地の維持・発展に向け、TPPへの円滑な対応を図りつつ、野菜における加工・業務用需要への対応や、栽培する品目の複合化、果樹の輸出、茶の輸出に向けたJGAPなどの認証取得、需要が高く特色ある花き・花木等の品種の導入など、国内外の新たな需要の取り込みにより、産地改革を進める園芸等産地の取組を支援します。また、伊勢志摩サミットなどのイベントを契機に、県産園芸等品目の魅力発信を支援します。

(1) 基本事業を推進するための取組目標

産地改革に取り 組む園芸等産地 増加数（累計）	加工・業務用需要や海外市場への対応、栽培品目の転換による新産地の育成など、新たな視点を取り入れた産地展開に取り組む園芸等産地数（累計）		
	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	15 産地 (平成 26 年度)	40 産地	57 産地

(三重県調べ)

(2) 取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 産地改革を進める園芸等産地の育成に向け、増加している加工・業務用需要に対応した生産流通体制の整備や輸出等新たな市場開拓、他品目からの転換による新規作物の導入、栽培品目の複合化、生産・流通改善につながる新品種・新技術の導入、6次産業化など、高付加価値化や高品質化、収益改善につながる取組を促進します。
- ② 野菜産地の維持・発展に向け、野菜の価格安定対策や燃油価格高騰対策の実施、生産の安定化に向けた技術指導などにより、産地への支援を進めます。
- ③ 果樹産地の強化に向け、マルドリ栽培（マルチ・ドリップ栽培）によるカンキツの高品質化などの先端技術を活用した差別化や新品種の導入等による新たなブランドづくり、輸出を含めた国内外への販路拡大等を促進します。
- ④ 伊勢茶のブランド化に向け、計画的な茶樹の更新やより一層の安全・安心を担保するJGAPの導入を促進するとともに、輸出に対応できる生産技術の導入や機能性を高めた新商品の開発に取り組めます。また、全国お茶まつり三重大会を契機に、需要の拡大に向けたPRなどに取り組めます。
- ⑤ 花き・花木については、花き関係団体と連携し、消費動向をふまえた新品種の導入や高品質生産を推進するとともに、新たな需要の喚起や消費拡大のための情報発信、花き・花木の持つ多様な機能を教育や地域活動の場で生かす活動（花育）の展開に取り組めます。
- ⑥ 伊勢志摩サミットなどのイベントを契機に、野菜・果樹・茶・花きのブランド力と知名度向上を図るため、首都圏営業拠点および関西事務所と連携して魅力発信に取り組むとともに、生産者団体による大都市圏への販路開拓を支援します。

【基本事業 I-3】 畜産業の健全な発展

畜産業の競争力強化に向け、T P Pへの円滑な対応を図りつつ、畜産農家を核に関連産業等が連携する高収益型畜産連携体づくりを進めるとともに、自給飼料の生産拡大や肥育素牛の県内生産体制の構築、県産畜産物のブランド力向上と国内外の販路拡大の促進等に取り組みます。また、県産畜産物の安全・安心と安定供給を確保するため、家畜伝染病に係る防疫体制の強化や、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討を進めるほか、畜産経営の安定化を図るため、国の経営安定制度等の活用を促進します。

(1) 基本事業を推進するための取組目標

高収益型畜産連携体数（累計）	畜産経営体を核として、耕種農家や関連産業、異業種等が連携し、生産コスト低減や畜産物のブランド化等によって収益力の向上および雇用の創出等をめざす連携体数（累計）		
	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	4 連携体	20 連携体	44 連携体

(三重県調べ)

(2) 取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 畜産経営の競争力強化を図るため、畜産農家を核に関連産業等が連携する高収益型畜産連携体を育成するとともに、県産畜産物のブランド力の向上と販路拡大の促進等に取り組みます。また、生産コストの低減に向け、飼料米や未利用資源を活用した特色ある畜産物の開発や飼養管理の省力化、規模拡大等を推進するとともに、雇用力のある畜産経営体の育成に取り組みます。
- ② 飼料自給率の向上や資源循環型畜産の確立に向けて、耕種農家と連携した稲発酵粗飼料・飼料用米等の生産拡大や畜産堆肥の活用を促進するとともに、家畜排せつ物法に基づく畜産経営への立入検査や適正管理の指導、良質堆肥生産の促進などに取り組みます。
- ③ 肉用子牛の安定的な県内自給体制を確立するため、受精卵移植技術等の活用や繁殖肥育一貫経営等の取組を推進し、優良な肥育素牛の県内生産システムの構築等に取り組みます。
- ④ 県産ブランド牛肉等の海外輸出を促進するため、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会の畜産部会と連携して、米国への牛肉輸出の定着化に向けた取組や海外における三重県フェア等を活用した販路開拓の取組などについて支援します。
- ⑤ みえ特産鶏の生産性向上を図るため、雌系種鶏の選抜改良による優良系統の作出を行うとともに、需要に対応した生産体制の構築や肉質の特色に基づいたPR活動を支援し、ブランド力向上につなげます。

養豚経営における飼料コストの低減に向け、未利用資源などを活用した飼養技術の確立に取り組むとともに、地域資源を活用した銘柄豚としてブランド力向上を図ります。

高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫をはじめとする家畜伝染病の発生予防およびまん延防止体制の強化を図るとともに、万一の発生に備え、防疫演習の実施や農場カルテの作成に取り組みます。

家畜伝染病の発生リスクの軽減を図るとともに、県産畜産物の安全・安心を確保するため、農場HACCP方式の普及・定着を推進します。

県産畜産物の安全・安心を確保するため、動物用医薬品や飼料を適正に使用するよう監視・指導を行います。

食肉の安定的な流通を確保するため、県内の基幹食肉処理施設の運営や機能充実の取組を支援するとともに、必要な施設整備の検討を進めます。

畜産経営の安定化を図るため、国、関係団体等と連携し、情報の受発信に努め、国の経営安定対策制度等の積極的な活用を促進します。

【基本事業 I-4】 農産物の生産・流通における安全・安心の確保

農産物の安全・安心を確保するため、農薬等生産資材の適正な流通・使用や米穀等の食品表示などの監視・指導、事業者のコンプライアンス（法令遵守）意識の向上に向けた支援、産地へのGAP（農業生産工程管理）やIPM（総合的病害虫管理）など環境に配慮した生産方式の導入促進などにより、「みえの安全・安心農業生産」の定着を図ります。

また、食の安全・安心への消費者、食品産業事業者および生産者の相互理解を深めるため、食の安全性に関する情報提供の充実を図ります。

さらに、卸売市場の品質管理の高度化や市場の活性化を促進し、市場運営の安定化を進めます。

（1）基本事業を推進するための取組目標

みえの安全・安心農業生産方式の産地での普及率	「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、GAP、地力の維持・増進およびIPMの実践等、環境に配慮した生産方式に取り組む産地の割合		
	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	55.5% (平成 26 年度)	75%	90%

(三重県調べ)

（2）取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 米穀の産地偽装などの再発防止と、消費者の食の安全・安心に対する不安解消・信頼回復を図るため、食品関連事業者等に対する監視・指導、コンプライアンス（法令遵守）意識の向上に取り組みます。
- ② 「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、産地へのGAP、地力の維持・増進およびIPMの実践等、環境に配慮した生産方式を進めることにより、みえの安全・安心農業生産の普及・拡大を図ります。
- ③ 農薬・肥料の適正な使用および流通の監視・指導を実施するとともに、GAP（農業生産工程管理）を普及推進し、農産物の安全・安心の確保を図ります。
- ④ 食の安全・安心への消費者、食品関連事業者および生産者の相互理解を図るため、出前トークやホームページおよび関係団体等と連携した情報提供の充実に取り組みます。
- ⑤ 卸売市場での生鮮食料品の安定的、効率的な供給を確保するため、卸売市場における適正な業務の執行と健全な運営の維持が図られるよう指導・監督に取り組みます。

めざす方向

力強い農業経営の実現に向け、農地集積等による経営規模拡大や集落営農組織の設立を促進するとともに、経営の法人化・多角化や雇用力強化など、創造的農業経営をめざす農業経営体の育成に取り組みます。

また、農業の次世代への円滑な継承を図るため、パッケージで農業ビジネス人材を育成する仕組みの構築などにより、次世代農業の主軸となる担い手の確保・育成を進めるとともに、企業などの新たな参入を促進する環境整備に取り組みます。

さらに、農業者の経営発展や産地の強化・充実を支援するため、普及活動の効果的な展開や農業団体の活発な活動促進、新たな商品創出につながる研究開発に取り組むとともに、優良農地の確保や農業の生産基盤の整備・保全、災害からの円滑な農業復旧・復興を進めるためのBCPの作成支援を進めることにより、農業の持続的な発展に取り組みます。

基本目標指標

農畜産経営体における法人経営体数（累計）	各市町における法人化された農畜産経営体数・集落営農組織数と農業参入した企業数の合計（累計）		
	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	395 経営体 (平成 26 年度)	495 経営体	595 経営体

(三重県調べ)

【基本事業Ⅱ-1】 地域の特性を生かした農業の活性化

農業・農村の活性化を図るため、普及指導活動の展開や農業団体等と連携する中で、集落や産地などによる「地域活性化プラン」の策定・実践を促進し、地域内での自主的な活動を進めるとともに、新たな人材の参画・育成や、地域間、多様な業種との連携など、活動規模の拡大等による地域活動の発展を支援します。

(1) 基本事業を推進するための取組目標

地域活性化プラン策定数	地域や産地などを単位に策定される農業・農村の活性化のための活動プランの数		
	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	264 プラン	464 プラン	639 プラン

(三重県調べ)

(2) 取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 地域の農業者をはじめさまざまな関係者で組織する農村地域団体に対し、農地、景観、文化、人材など地域資源を有効に活用し地域で生み出していく価値を高める活動のスタートアップと実践を支援することで、地域の取組の発展や農産物の高付加価値化等の新たな価値創出につながる取組を進める集落や産地等の育成を行います。また、地域活動の発展を図るため、新たな人材の参画・育成や、他の農村地域団体、CSR企業、実需者、観光事業者等との連携による活動規模の拡大等への取組を促進します。
- ② 集落や産地の活性化を図るため、普及指導員のコーディネート機能を生かして、地域のさまざまな課題に対する取組意欲を醸成し、課題解決に向けた取組を支援します。
- ③ 農業者の経営発展を促進するため、普及指導員のスペシャリスト機能を生かして、高度な生産・経営管理技術等の普及に取り組みます。
- ④ 農業団体の健全な運営と活発な活動を確保するため、法令等に基づき業務や会計の状況について検査を実施するとともに、適正な運営ができるよう指導・監督を行います。
- ⑤ 改正農業協同組合法が平成28年4月に施行されることをふまえ、営農経済事業改革戦略に基づく農協の自己改革が着実に進み、「もうかる農業」の実現と農村の活性化につながるよう、関係機関と連携して取組をサポートしていきます。
- ⑥ 農業委員会等に関する法律が平成27年8月に改正されたことをふまえ、各農業委員会において農業委員選任方法の変更や農地利用最適化推進委員の設置などが円滑に進むよう、市町と連携して取組をサポートしていきます。

【基本事業Ⅱ-2】 農地中間管理事業を核とした営農体制の構築

意欲ある担い手や集落営農組織等への農地集積・集約化により農業経営規模の拡大を図るため、地域の話し合いを着実に進め、集落ごとの人・農地プランの作成を促すとともに、農地中間管理事業等の活用などにより農地の権利移動を推進します。

また、持続的な営農体制の構築に向け、多面的機能の維持活動との連携を図りつつ、集落リーダー養成等の取組を進め、地域のさまざまな方々の活躍による集落営農組織の育成と法人化への支援を行います。

特に、中山間地域等の条件不利水田については、各種支援策を活用し、持続的な営農体制構築に向けた支援を行います。

(1) 基本事業を推進するための取組目標

人・農地プラン等を策定した集落の割合	対象となる本県農業集落(2,000集落)のうち、農地の流動化に向けた集落の合意形成が図られ、農地中間管理事業などの活用により、集積に向けた方針が定まった集落の割合		
	現状値 平成27(2015)年度	行動計画の目標 平成31(2019)年度	基本計画の目標 平成37(2025)年度
	6.4% (平成26年度)	30%	60%

(三重県調べ)

(2) 取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積を加速するため、県の地域事務所ごとに設置した「農地中間管理事業推進チーム」を核として、市町・JA等関係機関と連携を図り、地域の合意形成に向けた支援を進めます。
- ② 農村集落が抱える「人と農地」の課題解決に向け、農村集落毎に課題を分析し戦略的に集落の話し合いを促進します。また、集落の未来の設計図として「人・農地プラン」の作成および見直しを支援します。
- ③ 集落等の地域を単位とした持続的な営農の仕組みづくりに向け、研修会等の開催により、集落の営農活動等の調整を行うリーダー人材の育成に取り組むとともに、集落営農組織の設立を推進します。また、集落営農組織の経営の安定化に向け、隣接する集落間の連携の場づくりや法人化、6次産業化などによる経営の多角化を推進します。
- ④ 中山間地域等の条件不利農地における持続的な営農体制の構築に向け、重点的に集落営農組織の育成や法人化に向けた取組を展開するとともに、担い手が不足する地域においては、農地中間管理事業を活用し、企業および農協出資型法人等の新規参入の促進に取り組めます。

【基本事業Ⅱ-3】 多様な農業経営体の確保・育成

雇用力のある農業経営体を確保・育成するため、TPPへの円滑な対応を図りつつ、法人化や6次産業化等による経営の多角化など、経営発展に向けたチャレンジに取り組む経営体を支援するとともに、企業や農協出資型法人等の農業参入の促進等に取り組みます。

また、次世代農業の主軸となる担い手の確保・育成を図るため、就農準備から定着に至る切れ目のない新規就農支援や産学官が連携してパッケージで農業ビジネス人材を育成する仕組みの構築に取り組みます。

さらに、農業の内外から幅広い人材を呼び込むため、U・Iターン就農者受入れ環境の整備や大学生等を対象とした就労体験の実施などに取り組みます。

農業分野における障がい者雇用の促進に向け、農福連携に取り組む事業者等で構成される協議会等と連携して、障がい者の農業就労をサポートする人材の育成や農業経営体と福祉事業所とのマッチングなどを進めます。

農村女性の活躍の場を創出し、農業・農村において男女がともに活躍できる環境づくりを進めるため、さまざまな方針決定の場への女性の登用を促進するとともに、女性の就農や起業等に向けた取組や、仕事と育児等の両立などワーク・ライフ・バランスの取組等を促進します。

(1) 基本事業を推進するための取組目標

新規就農者数	県内で農業へ就業した45才未満の人の数		
	現状値 平成27(2015)年度	行動計画の目標 平成31(2019)年度	基本計画の目標 平成37(2025)年度
	135人 (平成26年度)	150人	180人

(三重県調べ)

(2) 取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 6次産業化等による経営の多角化や法人化、先端技術の導入による低コスト化・高品質化など、経営発展に向けた取組を促進するため、農業経営の核となる人材の育成や課題に応じた総合的なサポートに取り組みます。
- ② 農業経営の安定的・持続的な発展を図るため、農業災害補償制度の円滑な運営を促進します。また、国においては、農業経営の安定のための新たなセーフティーネットとして収入保険制度の検討が進められていることから、検討状況に注視しつつ、適切な対応を図っていきます。

企業や農協出資型法人等の農業分野への参入を促進するため、企業等からの相談に対応し、農地中間管理事業の活用などにより、農地の円滑な確保を支援するとともに、栽培技術や経営管理能力習得に向けたサポートを展開します。

農業分野における障がい者雇用の促進に向け、農福連携に取り組む民間事業者の協議会等と連携して、障がい者の農業就労をサポートする人材の育成に取り組むとともに、研修会や交流会等の開催により、農業経営体の意識啓発や福祉事業所とのマッチングなどを進めます。また、新たな取組として、農業経営体から福祉事業所への農作業委託を促進するため、支援マニュアルの整備等に取り組めます。

後継者をはじめ新規就農者の確保・育成を図るため、就農を希望する方への相談対応をはじめ、農業基礎技術の習得支援、各種支援制度の活用促進など、就農準備から定着に至る切れ目のない支援を行います。

次世代農業の主軸となる若き農業ビジネス人材を育成するため、農業大学校における新たな農業教育コースの設置や農業経営体における現地研修プログラムの実施など、産官学の連携により、効果的な人材育成の仕組みをパッケージとして構築します。

未来の農業・農村を担う人材を確保するため、大学生等を対象に、農業就労を実地で体験できる機会を提供し、農業就労への意欲の醸成を図ります。

女性の就農を促進するため、育児等で離職した方が就農し定着するための環境づくりを進めるとともに、育児期からの就労開始プログラムの開発に取り組めます。また、研修会の開催等により、6次産業化等による起業など女性農業者の能力開発に取り組むとともに、農村女性アドバイザー等次世代リーダーの育成、さまざまな方針決定の場への女性登用の促進、各種表彰制度への積極的な応募の促進などに取り組めます。

【基本事業Ⅱ-4】農業生産基盤の整備・保全

農業生産力の強化に向けて、農業生産の低コスト化や高度化に対応できる農業用水路のパイプライン化、環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備、農業用施設の適切な維持・更新等を「三重県農業農村整備計画」に基づき進めるとともに、災害からの早期復旧・復興に備えるため、土地改良区や農業団体などのBCP作成を支援します。

また、耕作放棄地の発生抑制や再生、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用を通じ優良な農地の確保を図るとともに、改正された農地法に基づく、農地転用許可権限の市町への移譲を進めます。

(1) 基本事業を推進するための取組目標

基盤整備を契機 とした農地の担 い手への集積率	農地集積の目標を掲げて基盤整備を実施した地区および地元合意が形成され基盤整備に着手する予定の地区の農地面積のうち、担い手への集積が図られた農地面積の割合		
	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	35.1%	47.1%	70.0%

(三重県調べ)

(2) 取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 農業・農村を支える生産基盤を次世代に良好な形で継承していくため、「三重県農業農村整備計画」に基づき、進捗状況を的確に管理しつつ、総合的かつ計画的に農業基盤の整備や農業用施設の適切な維持・更新等を進めます。
- ② 営農の高度化、効率化を図るため、農業用水路のパイプライン化やほ場の大区画化など、農業生産性の向上に向けた基盤整備を推進します。
- ③ 農業基盤の整備を契機として担い手への農地集積を図るため、地域における話し合いの場に能動的に関わり、農地中間管理事業等も活用しながら、農業基盤の整備と一体的に合意形成を進めます。
- ④ 南海トラフ地震など大規模災害発生時の農業用施設の迅速な機能回復や機能発揮のため、土地改良区や農業団体など関係機関とともに、各農業用施設におけるBCPの策定を進めます。
- ⑤ 農業振興地域制度や農地転用許可の適正な運用に努めることにより、優良農地の確保を図ります。また、地域の実情に応じた土地利用を実現するため、農地転用許可権限の市町長への移譲を進めます。
- ⑥ 農業委員会や市町と連携し、日本型直接支払制度や農地中間管理事業等の活用により、荒廃農地の発生抑制や耕作放棄地の再生を図る取組を推進します。

【基本事業Ⅱ-5】 農畜産技術の研究開発と移転

多様化する県民の皆さんのニーズに対応するため、機能性農産物に係る生産技術、ICT（情報通信技術）やロボット技術を活用した高品質安定生産技術の確立、省力かつ安定生産が可能な新品種の開発等を行うとともに、農業者や食品産業事業者等への移転を通じて、県民の皆さんの豊かさにつながる新たな商品やサービスの提供を促進します。

（１）基本事業を推進するための取組目標

農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数（累計）	農業研究所および畜産研究所が取り組む研究開発から生み出された成果のうち、次の①②のいずれかに該当する技術が活用された農業者等の商品やサービス等の件数（累計） ①開発技術、②県が開発した特許・品種等		
	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	75 件 (平成 26 年度)	200 件	350 件

(三重県調べ)

（２）取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 健康志向の高まりや超高齢化社会に対応するため、医療や介護での活用も視野に入れた機能性農産物に係る生産技術の開発に取り組みます。
- ② 農業生産の持続性・効率性・安定性を高めるため、ICT（情報通信技術）やロボット技術を活用して、植物工場における先端的な生産技術や土地利用型農業の省力低コスト生産技術・高品質安定生産技術、安全・安心な農産物の供給に資する技術、野生鳥獣の被害防止技術等の開発に取り組みます。
- ③ 次代を担う農業経営体の確保・育成に向け、法人就農者の雇用定着や障がい者の農業就労をサポートする支援方策の策定に資する調査研究等に取り組みます。
- ④ 産地間競争力の強化を図るため、水稻やイチゴ、カンキツ等について、消費者のニーズに対応した新品種の開発に取り組みます。
- ⑤ 松阪牛、伊賀牛などのブランド牛のさらなる品質向上につなげるため、脂肪と赤身のキメから牛肉のおいしさを科学的に分析する「牛肉のおいしさ判定技術」の開発および新たな評価基準の検討を進めるとともに、最適な飼養技術の確立に取り組みます。
- ⑥ 畜産経営の安定化を図るため、酪農経営の多角化に向け、新たな和牛受精卵移植技術の確立と移転に取り組むとともに、畜産物の高付加価値化に向け、未利用資源などを活用した特色ある畜産物の飼養技術の開発に取り組みます。
- ⑦ 飼料自給率の向上を図るため、水田における飼料用稲や飼料用米等の生産や堆肥の農地への還元など、耕畜連携技術の開発に取り組みます。

めざす方向

農村で新しい価値を創出するとともに、若者の雇用創出を通じた定住につなげていくため、豊かな自然や美しい景観、食文化など地域の魅力を生かした地域活動の発展を支援します。

また、安心して暮らすことができる農村づくりに向け、農業用ため池や排水機場等の老朽化・耐震対策などによる地域防災力の強化や生活環境の整備を進めるとともに、多面的機能の維持・発揮のための取組を支援します。

さらに、獣害につよい農村づくりに向け、「体制づくり」、「被害防止」、「生息数管理」、「獣肉等の利活用」に総合的に取り組みます。

基本目標指標

農山漁村の交流人口	農山漁村において、農山漁村の暮らし、食文化、農林水産業等を身近に体験することのできる施設(観光客実態調査対象施設を除く)の利用者数		
	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	1,376 千人 (平成 26 年度)	1,484 千人 (平成 30 年度)	1,646 千人 (平成 36 年度)

※平成 31 年度の目標値は、平成 32 年春に把握できる最新のデータである平成 30 年度実績数値により測ることとします。(三重県調べ)

【基本事業Ⅲ-1】 地域の特性を生かした農村の活性化

人や産業の活動が活発な農村の実現に向け、本県の豊かな自然を生かした交流や若者の移住につながる取組、農家レストランや農家民宿、加工・直売など地域資源を活用した付加価値向上の取組を促進するとともに、農村での子ども・学生グループによるふるさと体験や企業との交流活動を促進します。

また、都市部に住む若者を中心とした田園回帰志向などをふまえ、農業への就労を通じ農村への移住を促進するため、農村の暮らしや農業を実体験できる農業就労体験プログラムを実施するとともに、体験者の受入体制づくりを進めます。

(1) 基本事業を推進するための取組目標

農山漁村地域資源活用取組ネットワーク参加件数（累計）	農山漁村における、地域の農林水産物をはじめ、自然、文化、人材等の豊かな地域資源を生かした活動の取組数（累計）		
	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	158 件 (平成 26 年度)	230 件	320 件

(三重県調べ)

(2) 取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 農村の豊かな資源を活用した都市との交流等を通じて所得の向上を図る「地域資源活用型ビジネス」の取組の拡大に向け、商品開発等に関するアドバイザーの派遣や起業支援講座等による人材育成、農家レストラン・農家民宿等の開業支援に取り組みます。また、農村のファンを増やすため、広報誌「いなか旅のススメ」やホームページ、メールマガジンなどさまざまな広報媒体を活用し、農村の魅力発信に取り組みます。
- ② 本県が誇る海・山・川などの豊かな自然を「体験」という形で生かして、国内外から人を呼び込み交流の拡大を図るため、自然体験の受入れ地域で活動する人材の育成や、新たな体験プログラムの開発、魅力的なイベントの開催、企業と連携した積極的な情報発信などに取り組みます。
- ③ 農村をさまざまな主体が支える仕組みづくりに向けて、農村での子ども・学生グループによるふるさと体験や企業との協働・交流活動を促進します。
- ④ 農村の地域資源を生かした地域観光を創出するため、農村観光プロデューサーの育成や農村観光モデルコースの作成などに取り組みます。
- ⑤ 農業への就労を通じた農村への移住を促進するため、農村の暮らしや農業を実体験できる農業就労体験プログラムを実施するとともに、体験者の受入体制づくりを支援します。

【基本事業Ⅲ-2】 多面的機能の維持・発揮

県土の保全、水源かん養、良好な景観形成など、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、農地・水路・農道等の地域資源の保全活動や景観形成活動など、多面的機能を支える共同活動への支援を行います。

また、これらの活動へ若者や女性、都市住民、企業など地域内外からの多様な人材の参画を促し、さらには、これらを通じた収益活動への誘導を図り、地域活動の活性化につなげます。

(1) 基本事業を推進するための取組目標

多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率	農林業センサスにおける農業集落のうち、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動に取り組む集落の割合		
	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	44.7% (平成 26 年度)	52.9%	60.0%

(三重県調べ)

(2) 取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地、農業用水路、農道等の資源や景観の保全、農村文化の伝承など、農業者等による共同活動を支援します。
- ② 農業・農村の有する多面的機能を支える共同活動の持続的発展に向け、学校や自治会、NPOなどさまざまな主体と連携した体験学習などを通じ、地域内外の多様な人材の共同活動への参画を促すとともに、地域資源活用型ビジネスの起業など、収益活動への展開を促進します。
- ③ 農地や水路、ため池などに生息する動植物の保全に向け、農業農村整備事業を実施する地域において、地域の動植物の生態系調査を実施し、生態系に配慮した工法の検討を行います。
- ④ 水田における生物多様性の確保と地域住民の意識醸成を図るため、水路と水田を自由に行き来できる水田魚道を設置し、地域住民による生物の保全活動をモデル的に支援します。

【基本事業Ⅲ-3】災害に強い安全・安心な農村づくり

災害に強い安全・安心な農村づくりに向けて、南海トラフ地震や激化する自然災害に備え、農業用ため池や排水機場、用排水路等の老朽化・耐震対策などのハード整備とハザードマップ（災害予測図）作成などのソフト対策を計画的に進めます。

また、農村における生活の利便性の向上や地震等災害の発生に備え、農道や集落道の計画的な整備を進めます。

（１）基本事業を推進するための取組目標

ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	耐震対策および長寿命化の緊急性が高い農業用ため池および排水機場の被害想定面積のうち、それらの整備が進められることにより、被害が未然に防止される面積		
	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	2,717ha	3,357ha	5,500ha

(三重県調べ)

（２）取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 農業水利施設の機能が安定的に発揮されるよう、適切な維持・管理を促進するとともに、施設の機能診断を行い、ライフサイクルコストを低減するための確かな補修を行います。
- ② 洪水や高潮などの自然災害から県民の生命・財産を守るため、農業用ため池や排水機場、海岸保全施設等の整備・耐震対策などのハード整備とハザードマップ作成などのソフト対策を進め、農地や農村の防災対策の整備を計画的、効率的に進めます。
- ③ 農村住民や農村を訪れる人びとの利便性を高めるとともに、地震等災害の発生に備え、農道や集落道の計画的な整備を進めるとともに、舗装修繕等が必要な農道の保全対策に取り組みます。
- ④ 農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持および農村生活環境の改善を図るとともに、公共水域の水質保全に寄与するため、農村における生活排水処理施設の整備を計画的に推進します。
- ⑤ 農村において、クリーンなエネルギー供給を図るとともに、土地改良施設等への電力供給により、維持管理費の節減および農村の振興に寄与するため、農業用水等を活用した小水力発電等の導入を促進します。

【基本事業Ⅲ-4】中山間地域農業の振興

中山間地域農業の振興を起点に、県内外から若者を呼び込み、地域活力の向上を図るため、県、市町や生産者団体等の関係機関が参画する「農村雇用創出プロジェクトチーム」を設置し、産地強化や有機農業、6次産業化、集客交流の取組など、地域の特性に応じた雇用の創出や若者の移住等に向けたプロジェクト活動を展開します。

また、中山間地域等の農地の耕作放棄を未然に防止し、適切な農業生産活動が持続的に行われるよう、生産条件に関する不利を補正するための支援を行うとともに、持続的な営農体制の構築に向けた支援を行います。

(1) 基本事業を推進するための取組目標

中山間地域農業を起点とした雇用創出に取り組む集落数(累計)	中山間地域農業を起点とした雇用の創出に向け、総合的な支援を展開するプロジェクト活動の取組集落数(累計)		
	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	4件	16件	40件

(三重県調べ)

(2) 取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 中山間地域における「地域資源活用型の雇用の創出」および「農村生活サポートサービスの実践」に係るモデル地域において、市町や生産者団体等の関係機関が参画したプロジェクトチームを組織し、中山間地域農業を起点とした雇用創出への取組を支援します。また、モデル地域以外での新たな雇用機会創出につながる基礎的な取組へのチャレンジを推進します。
- ② 中山間地域農業の中核を担う農業法人等と農山漁村における就業希望者とのマッチングを図り、専門研修や雇用型訓練を行うことにより地域資源を活用した新たなビジネスを創出することができる人材を育成します。
- ③ 中山間地域等の条件不利農地における耕作放棄地の発生防止と多面的機能の維持・発揮を図るため、平地地域との生産条件格差を補正するための支援を行い、農業生産活動の継続を図ります。また、高齢化等により営農の維持が困難な集落については、農地中間管理事業などとの連携により、将来にわたって営農が可能な体制の整備に取り組みます。
- ④ 中山間地域等の条件不利農地における持続的な営農体制の構築に向け、重点的に集落営農組織の育成や法人化に向けた取組を展開します。
- ⑤ 農業の生産条件等が不利な中山間地域の活性化を図るため、営農省力化に向けた農業用排水路やほ場整備等の農業生産基盤整備と集落道路や集落排水路等の農村生活環境整備を計画的に進めます。

【基本事業Ⅲ-5】 獣害につよい農村づくり

獣害対策に取り組む集落づくりに向け、地域リーダーの育成や捕獲者の確保などの人材育成と集落等における「体制づくり」を進めるとともに、集落ぐるみによる野生鳥獣の追い払いや集落による捕獲等を進める「被害防止」に取り組みます。

また、野生動物との適正な共生をめざし、ニホンジカの生息数推定やサル群れの状況のモニタリングを基礎とした個体数調整を行う「生息数管理」に取り組みます。

さらに、「獣肉等の利活用」を促進するため、『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアルの普及やマニュアルを遵守した事業者を登録する「みえジビエ登録制度」の拡大などに取り組みます。

(1) 基本事業を推進するための取組目標

野生鳥獣による 農業被害金額	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等による農業の被害金額		
	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	289 百万円 (平成 26 年度)	226 百万円以下 (平成 30 年度)	132 百万円以下 (平成 36 年度)

※平成 31 年度の目標値は、平成 32 年春に把握できる最新のデータである平成 30 年度実績値により測ることとします。(三重県調べ)

(2) 取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 獣害につよい集落づくりを進めるため、地域リーダーの育成や捕獲者の確保などの人材育成と、獣害対策に取り組む集落組織体の構築に取り組みます。
- ② 野生鳥獣による被害減少に向けて、集落ぐるみによる追い払いや、進入防止柵の整備、有害鳥獣の捕獲を支援します。
- ③ 地域の捕獲力を強化するため、集落等の地域における持続可能な捕獲体制の整備と捕獲活動の支援に取り組みます。
- ④ 野生鳥獣との適正な共生をめざした生息数管理を行うため、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、ニホンジカ等の計画的な捕獲を推進し、個体数調整に取り組みます。
- ⑤ 獣肉等の利活用を促進するため、県が定めた野生獣肉の解体処理手順である『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアルの普及や「みえジビエ登録制度」の適正な運用、登録事業者の拡大などに取り組みます。また、みえジビエの付加価値向上や商品開発を推進し、販路拡大につなげます。

めざす方向

豊かで健全な食生活への志向が広がる中、県民の皆さんの「食」に対する多様な期待に応え、農業・農村の有する新たな価値を提案できるよう、産学官の連携による新たなビジネスの創出や食のバリューチェーンの構築、イノベーションを担う人づくり等を進め、地域の特徴を生かした競争力のある農産物の生産につなげていきます。

また、魅力ある県産品等が数多く生まれる中で、企業等と連携しながら、新たな価値や魅力を的確に消費者に伝えていく取組を進め、県産農産物の認知度向上を図ります。

基本目標指標

魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる県民の割合	みえ県民意識調査で、魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合		
	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	42.1%	50.0%	60.0%

【基本事業Ⅳ-1】 食のバリューチェーン構築による新たなビジネスの創出

競争力の強化によって、「もうかる農業」の実現につなげていくため、産学官ネットワーク等の活用による「みえフードイノベーション」の形成等を通じて、農産物の高付加価値化や販路開拓に挑戦する意欲的な農業者の取組を支援します。

また、関係する事業者の連携によって価値の最大化を図る食のバリューチェーンの構築を通じて、新しい商品やサービスの開発を促進するとともに、農産物の機能性を生かした高付加価値化や6次産業化の促進などに取り組みます。

(1) 基本事業を推進するための取組目標

「みえフードイノベーション」から生み出される商品等の売上額（累計）	企業等との連携により農林水産資源を高付加価値化するみえフードイノベーションプロジェクトから生み出された商品等の売上額（累計）		
	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	4 億円 (平成 26 年度)	19 億円	37 億円

(三重県調べ)

(2) 取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 県産農産物の競争力強化に向け、産学官ネットワーク「みえフードイノベーション・ネットワーク」の活用により、事業者等の連携によるプロジェクト活動を支援し、新たな商品やサービスの開発を促進します。
- ② みえフードイノベーション・ネットワークによる取組の効果を最大化するため、食に関係する事業者の連結により食のバリューチェーンの構築に取り組み、流通販売と連携した生産管理体制の構築や高機能性農産物の導入および産地化等を進めます。
- ③ 「三重県6次産業化サポートセンター」を設置し、6次産業化プランナーの派遣や研修会の開催等を通じて6次産業化に取り組む意欲ある生産者等への支援に取り組みます。

【基本事業Ⅳ-2】 県産農産物の魅力発信

豊かな風土で生産される多彩な県産農産物の価値を伝える取組を企業等と連携しながら進めるとともに、来県者も意識した県産農産物の活用や地産地消・食育の推進、環境にやさしい農業への消費者の理解増進を図る取組、ブランド力向上、地理的表示（GI）保護制度の活用などを通じて、県産農産物の価値や魅力に関する認知度の向上を図ります。

また、果樹、茶および県産ブランド牛肉をはじめとする県産農産物の輸出促進や首都圏営業拠点、関西事務所との連携による県産農産物の魅力発信に取り組み、販路拡大につなげます。

（1）基本事業を推進するための取組目標

魅力発信により 生み出された企業との連携（累計）	県産農林水産物の魅力発信に取り組むことで生み出された連携企業数		
	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	—	200 社	500 社

（三重県調べ）

（2）取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 県産農産物の価値や魅力に関する認知度の向上を図るため、県産農産物の活用により、大手企業と連携し全国展開を見据えた商品の開発とPRに取り組むとともに、飲食店や観光事業者等と連携し、訪日外国人旅行者など来県者も意識したPRを促進します。
- ② 県民の県産農産物に対する満足度の向上を図るため、地産地消運動の一環として、県内量販店や直売所等と連携して、旬のおいしさや機能性などに関する情報を発信します。また、環境に配慮した生産方法を用いて生産されている「人と自然にやさしい安心食材表示制度」のPRに取り組めます。
- ③ 県民の皆さんの健全な食生活の実現に向け、第3次三重県食育推進計画（仮称）を策定し、食育の啓発等に取り組むとともに、食育推進の一環として、学校給食における地域食材の活用を促進します。
- ④ 販売店などの現場で、県産品の魅力を消費者に的確に伝えるとともに、消費者ニーズを生産者にフィードバックすることで商品開発に結び付けられる、専門人材の育成に取り組めます。

県産農産物のブランド力向上を図るため、本県の豊かな自然、伝統等の特性を生かした農産物の中から、特に優れた農産物および生産者を「三重ブランド」として認定するとともに、認定をめざす事業者を育成します。

茶および果樹の海外輸出を促進するため、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会の農産部会と連携して、果樹の腐敗防止技術の導入など、輸出の定着化に向けた取組や販路開拓の取組などについて支援します。

県産ブランド牛肉等の海外輸出を促進するため、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会の畜産部会と連携して、米国への牛肉輸出の定着化に向けた取組や海外における三重県フェア等を活用した販路開拓の取組などについて支援します。

伊勢志摩サミットや全国菓子大博覧会などのイベントを契機に、県産農産物のブランド力と知名度向上を図るため、首都圏営業拠点および関西事務所と連携して魅力発信に取り組むとともに、生産者団体による地理的表示（G I）保護制度の活用や大都市圏への販路開拓などを支援します。

【基本事業Ⅳ-3】イノベーションを担う人づくり

事業者間連携や、研究開発、ブランド化、ICT（情報通信技術）の活用などの分野において、イノベーションの創出に取り組む中核的人材を育成するため、食の人材ネットワーク「みえ農林水産ひと結び塾」によるワークショップや人材養成講座の開設等に取り組みます。

（１）基本事業を推進するための取組目標

「みえ農林水産ひと結び塾」における人材養成数（累計）	事業者間連携、研究開発、ブランド化を促進する多様な人材の確保や能力向上のために実施する「みえ農林水産ひと結び塾」における人材養成数（累計）		
	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	—	40 人	100 人

（三重県調べ）

（２）取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 農林水産業における高付加価値化や生産性の向上に向け、新たな技術開発をはじめ、ICT（情報通信技術）やビッグデータなどの活用ができる人材の育成に取り組みます。
- ② 交流や知識の共有等を図る食の人材ネットワークの構築に向け、各分野から人材を募集し、「みえ農林水産ひと結び塾」による課題解決型のワークショップや人材養成講座の開設等に取り組みます。

第3章 計画の進行管理

1 基本的な考え方

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画・行動計画」の推進にあたっては、年度ごとの取組方針の明確化と着実な実行、取組成果の的確な評価と翌年度の改善方向への反映についての実効性を担保する観点から、「みえ県民力ビジョン」のマネジメントの仕組みによるPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を活用して、毎年度の改善を行いながら計画を進行管理していきます。

2 県民の皆さんへの取組成果の公表

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画・行動計画」の毎年度の取組成果については、「みえ県民力ビジョン」のマネジメントの仕組みによる「成果レポート」において評価をふまえた成果と翌年度の改善方向を明らかにするとともに、条例第9条第5項の規定に基づき、毎年一回、各基本施策および基本事業の実施状況について数値目標の達成状況とあわせて取りまとめ、県民の皆さんに公表します。

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する
基本計画に基づく行動計画
2016年(平成28年)3月
三重県

〒514-8570 津市広明町 13 番地

TEL:059-224-2016 (農林水産部農業戦略課)
(H28.4 ~ 担い手支援課)

FAX:059-223-1120